

○奈良県警察職員健康管理規程の運用について（例規）

（平成5年2月9日例規第2号）

〔沿革〕 平成7年12月例規第74号、9年4月第18号、10年1月第3号、12年7月第38号、16年3月第14号、21年9月第22号、23年11月第35号改正

奈良県警察職員健康管理規程（平成4年12月奈良県警察本部訓令第30号。以下「健康管理規程」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようされたい。

記

1 健康管理者の業務（第4条関係）

健康管理者の業務のうち、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第10条第1項各号に定める業務とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

2 健康指導員の業務（第5条関係）

- (1) 健康管理規程第5条第2項第1号に定める「健康管理に必要な実施細目の作成及びその実施並びに指導」とは、健康管理業務に関する事務の企画、立案、処理及び各所属の健康管理事務の指導をいう。
- (2) 健康管理規程第5条第2項第2号に定める「その他これに準ずる措置」とは、健康指導員による保健指導等をいう。
- (3) 健康指導員は、健康管理規程第5条第2項第2号から第4号までに定める健康診断、面接指導等及び精密検診の実施並びに療養の指導に当たっては、健康管理医及び関係医療機関の医師との連絡調整を密にして、健康管理責任者及び健康管理者の職務を補助するものとする。

3 健康管理実施者の業務（第6条関係）

健康管理実施者の業務には、当該所属の健康管理事務担当者及び衛生管理者又は衛生推進者の健康管理対策に関する指導監督を含むものとする。

4 衛生管理者及び衛生推進者について（第8条関係）

衛生管理者には、法第12条第1項に定める衛生管理者の資格を有する者をもって充てることとなっているが、これにより難しい場合は、警察本部（以下「本部」という。）の各所属にあつては庶務係長又は庶務主任を、警察署にあつては警務課長（副署長が警務課長の事務を取り扱う場合又は次長が警務課長を兼務する場合は、警務係長）又は警務係長をもって充てることとし、衛生推進者にあつても同様とする。

5 健康管理医について（第9条関係）

(1) 健康管理医の職務のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第1項各号に定める職務とは、次に掲げるものをいう。

ア 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

イ 衛生教育、健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

ウ 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

(2) 本部に置く健康管理医は、本部以外の所属の健康管理医を兼ねることができるものとする。

(3) 前記(2)により警察本部に置く健康管理医を本部以外の所属の健康管理医と兼ねさせる場合において、その運用については、事前に健康管理者の調整を受けて行うものとする。

(4) 健康管理医を配置することとされている所属の健康管理実施者は、新たに健康管理医を置こうとするときは、健康管理責任者を経て奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

(5) 健康管理医を配置基準に該当しない所属において、健康管理医の職務を行うものを置く必要があると認めるときは、当該所属の健康管理実施者は、健康管理責任者を経て、本部長に上申しなければならない。この場合において、健康管理医の職務を行う者の名称は、健康管理推進医とし、その委嘱及び職務については、健康管理医の例によるものとする。

(6) 健康管理医又は健康管理推進医の謝金の支払いについては、1年を上半期と下半期の2期に分け、各半期終了後支払うものとする。

なお、その手続は、健康管理規程別表に定める各所属ごとに行うものとし、同別表にいう本部については、警務部厚生課が行うものとする。

6 定期健康診断について（第11条関係）

健康管理規程第11条に定める定期健康診断の胃部検診で、健康管理者が職員の健康管理の一環として実施する人間ドック（8において単に「人間ドック」という。）を同時期（おおむね、前後6か月以内）に受診する者については、定期健康診断の内容を一部省略することができるものとする。

7 面接指導等（第13条の2関係）

第13条の2第2項に規定する「長時間の勤務により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有しているもの」とは、休憩時間を除き1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えた場合におけるその超えた時間が1か月当たり80時間を超える者で、健康管理責任者が特に面接指導等を実施する必要があると認めるものをいう。

8 健康診断等に伴う経費について（第14条関係）

健康管理責任者が実施する健康診断等の経費は、健康管理責任者が定める期間内に受診等した場合についてのみ、公費で負担する。

9 再検査等受診の際の勤務の取扱い（第15条関係）

- (1) 健康管理責任者は、健康診断等の実施結果（面接指導等については、医療機関における必要な検査の受検その他職員の健康を保持するために必要な措置を講ずる必要があると認めるものに限る。）について、健康診断等実施結果通知書（別記様式第1）により、健康管理実施者に送付するものとする。
- (2) 定期健康診断、特別健康診断（職務の特殊性から特に検診を受けることを指示された者が受診するものに限る。）、面接指導等又は人間ドックを受診等した結果、要精密検査、要再検査又は要治療とされ、診断報告書（別記様式第1の2）の提出を求められた職員が、当該結果に基づき医療機関で必要な検査（以下「再検査等」という。）を受ける場合の勤務の取扱いについては、次に定めるところにより、職務に専念する義務の免除（以下「職専免」という。）として取扱うものとする。

ア 職専免は、再検査等の結果が判明するまでの間において、再検査等に伴う一連の行為（再検査等の結果を聞くための受診を含む。）につき、必要な時間（当該医療機関と職場との往復に要する時間を含む。）を認めるものとする。

イ 職員は、職専免の承認を得て再検査等を受診しようとするときは、次に掲げる書類のいずれかを所属長に示さなければならない。

- (ア) 交付された診療報告書
- (イ) 人間ドック結果票の写し
- (ウ) 再検査等（診察）予約票

ウ 職員は、再検査等の結果が判明したときは、診療報告書及び職専免による再検査等受診結果報告書（別記様式第2）により、所属長に報告しなければならない。この場合において、所属長は、診療報告書を健康管理者に送付するものとする。

10 指示区分等について（第16条～第18条関係）

- (1) 健康管理実施者は、所属の職員が傷病により7日以上 of 休暇（年次有給休暇又は職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号）第14条第1項に定める負傷若しくは疾病による療養のための特別休暇（10において「傷病特別休暇」という。）をいう。以下同じ。）を必要とするときは、傷病休暇取得者報告書（別記様式第3）により健康管理者を經由して健康管理責任者に報告するものとする。
- (2) 傷病による指示区分を申請する時期は、健康診断等の結果から、休暇による療養又は休養が1か月以上を要すると診断されたとき又は既に休暇を取っている期間が1か月を超えようとしているときとする。

- (3) 指示区分に関する診断書等及び傷病現況報告書（健康管理規程別記様式第3号）の提出に要する経費は、当該職員の負担とする。

（重大な傷病発生の場合の報告）

11 病気等による休職について（第20条関係）

- (1) 傷病のために特別休暇により療養している職員に対する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に規定する分限休職処分に該当する期間の計算については、当該職員が当該休暇期間を終了し、勤務するに至った後6か月以内に、再び当該休暇を取得した場合は、その相互の期間を通算するものとする。
- (2) 傷病による奈良県警察職員分限取扱規程（平成10年1月奈良県警察本部訓令第3号）に基づく分限休職処分及び復職の申立てに要する費用は、公費負担とする。

12 健康教育について（第22条関係）

健康教育を実施するに当たっては、健康管理医による健康管理に関する講演を各種会議及び研修等の機会を利用して積極的に推進するものとする。

（別記様式省略）